



JASDAQ

平成 22 年 11 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社アドテックエンジニアリング  
代表者名 代表取締役社長 向 井 敏 雄  
(JASDAQ・コード 6260)  
問合せ先 管理本部長 長 谷 川 邦 雄  
(TEL : 03-3433-4600)

## 取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入に関する お知らせ

当社は、平成 22 年 11 月 12 日開催の当社取締役会において、当社取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する議案を、平成 22 年 12 月 22 日開催予定の第 27 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を導入する理由

当社は、経営改革の一環として役員報酬体系の見直しを行い、当社取締役も株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有することにより、当社取締役の株価上昇および業績向上への貢献意欲を従来以上に高めること等を目的として、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行するものです。

#### 2. 取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の具体的な内容

##### (1) 新株予約権の割当てを受ける者

新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）に在任する当社の取締役（以下「対象者」という。）に割り当てる。

##### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とする。なお、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式 350,000 株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(3) 新株予約権の総数

3,500 個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

(4) 新株予約権の払込金額又はその算定方法

新株予約権 1 個あたりの払込金額は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価格を基準として当社取締役会で定める額とする。

また、割当てを受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 20 年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日間以内（10 日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

② 増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

※上記の内容については、平成 22 年 12 月 22 日開催予定の第 27 回定時株主総会において「取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的内容決定の件」が承認可決されることを条件といたします。

以上